

岡崎市サービス付き高齢者向け住宅登録申請書及び添付書類について

【新規登録】 該当する書類をすべて提出してください。

【登録更新】 既に提出されている添付書類の内容から変更がない場合は、①登録申請書の頭紙にその旨を記載することで添付を省略できます。

	登録申請書(①)及び添付書類(②～⑱)	根拠規定	様式	
①	登録申請書	施行規則第4条	【別記様式第一号】 「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」上で入力し、確定後出力したもの。	
②	縮尺、方位、住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図	施行規則第7条第1項第1号		
③	住宅の加齢対応構造等を表示した書類	施行規則第7条第1項第2号	【加齢対応構造等のチェックリスト】 「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」からダウンロード可	
④	入居契約に係る約款 ※【別紙4】入居契約の登録基準適合性に関するチェックリストも添付すること。	施行規則第7条第1項第3号	【入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト】 「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」からダウンロード可	
⑤	住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託契約に係る書類	施行規則第7条第1項第4号		
⑥	法第7条第1項第8号に掲げる基準に適合することを証する書類	施行規則第7条第1項第5号		
⑦	住宅の専用部分及び共同利用部分の面積を示す図面、求積図、計算書等	施行規則第7条第1項第6号	要綱第3条第3項第1号	
⑧	緊急通報サービスの通報先が同一の建物にない場合、その場所を明示した住宅の付近見取り図 ※状況把握及び生活相談サービスを提供する者が常駐する場所の位置を表示すること。		要綱第3条第3項第2号	
⑨	申請者が住宅等を自ら所有する場合にあつては、その旨を証する書類 ※3ヶ月以内の登記事項証明書、その写しを原本証明したもの、登記する旨の誓約書のいずれか。		要綱第3条第3項第3号	
⑩	申請者が法人である場合においては、3ヶ月以内の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)及び定款(どちらも写しを原本証明したものでも可)		要綱第3条第3項第4号	
⑪	申請者が未成年者である場合の法定代理人が法人である場合においては、3ヶ月以内の登記事項証明書(同様に写しを原本証明したものでも可)		要綱第3条第3項第5号	
⑫	登録を申請しようとする者が個人である場合においては、3ヶ月以内の住民票		要綱第3条第3項第6号	
⑬	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認済証の写し		要綱第3条第3項第7号	
⑭	住宅が市街化調整区域に存する場合は、都市計画法第29条又は第43条の許可書の写し		要綱第3条第3項第8号	
⑮	申請者が当該登録に係る住宅等の賃借権又は使用貸借による権利を有する場合にあつては、当該権利を有する者であることを証する書類		要綱第3条第3項第9号	
⑯	併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設がある場合や、高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力がある場合は、それらの内容が確認できる指定通知書の写しや連携契約書など		要綱第3条第3項第10号	
⑰	暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報 ※登録申請者が法人である場合は、当該法人の役員及び事務所の代表者である使用人の両方を記入すること。		要綱第3条第3項第11号	【暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報】 岡崎市ホームページ「サービス付き高齢者向け住宅」からダウンロード可
⑱	サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金を受けようとする場合、サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取申請書		要綱第3条第3項第12号	
⑲	その他、申請の内容に応じて必要な書類			